



技術士の継続的研さんによるキャリア形成を評価 —技術士登録簿に CPD 活動の実績を追加—

農業農村工学会継続教育部

文部科学大臣は 2021 年 4 月 26 日、公益社団法人日本技術士会に対し「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」を発出した。日本技術士会にその事務を行わせる通知である。技術士資格に更新制度を導入することについては継続して検討中だが、その要件としていた CPD 活動の実績が技術士法の下で活用されることになる。日本技術士会では、今後、「技術士 CPD ガイドライン」を策定して実施主体としての体制を整備するとともに、広く周知を図ることを予定している。

当学会では、これらを見据えて CPD 制度を見直し、2021 年度から運用を開始したところであり、当学会が発行する CPD 取得証明書をもって技術士登録簿へ記載を申請できる仕組みとなる。

I. 大臣通知の発出

文部科学省の科学技術・学術審議会技術士分科会は、2021 年 2 月に「『技術士制度改革に関する論点整理』に基づく第 10 期技術士分科会における検討報告」を公表している。その中で、「技術士の CPD 活動の充実・強化を公的に担保するため、『技術士の CPD 実績の表示の仕組みの導入について』を取りまとめ、技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する事務を公益社団法人日本技術士会が中心となって進めることとした。」と明示した。技術士の権利義務に係る更新制の導入や資格活用促進を視野にいたした CPD 活動の促進については、今後の技術士制度改革における継続的検討事項とされている。

これを踏まえて文部科学省は、2021 年 4 月 26 日付けで公益社団法人日本技術士会に対し「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」を発出した。これにより、日本技術士会が、技術士の CPD 活動の実績の管理および活動に関する実施主体となり、CPD ガイドラインの策定、技術士の CPD 活動の記録の確認および実績簿の作成、技術士への CPD 活動の普及啓発、および分科会への技術士の CPD 活動状況の報告を行うことになった。

II. 日本技術士会の取り組み方針

大臣通知を受けて日本技術士会は、2021 年 5 月 27

日に開催された技術士分科会制度検討特別委員会（第 1 回）に「技術士 CPD に対する日本技術士会の取り組み方針」を説明した。今後、「技術士 CPD ガイドライン」を策定して、①実施主体としての体制の整備、②技術士の CPD 活動の基本的な考え方、③技術士登録簿における資質向上の取り組み状況欄の記載内容、④関係学協会の CPD 活動実績の活用、などを規定し、技術士分科会に報告することとしている。そのほか、事務を適切に行うための方法を記載した「技術士 CPD 管理運営マニュアル」や、入力方法なども記載した「技術士 CPD ガイドブック」を作成するとしている。

委員会時点での「技術士 CPD ガイドライン（案）」の概要は次のとおりである。なお、ここでは内容や表現を簡略化している箇所があるので、詳細については文部科学省のホームページで公開されている委員会資料 (https://www.mext.go.jp/content/20210603_mxt_kiban01-000015173_2.pdf) で確認をしていただきたい。

III. 「技術士 CPD ガイドライン(案)」(概要)

1. 実施主体としての体制の整備

- ① 技術士の CPD 活動実績の管理および活用に関する実施主体として、日本技術士会の事務局組織内に「技術士 CPD センター」をおく。
- ② CPD 制度を運用する関係学協会に参加を募り「CPD 活動関係学協会連絡会」を設置し、CPD のあり方、CPD の相互承認の推進等について意見を求め、広く連携して CPD 活動の発展に努める。
- ③ CPD に関する有識者、関連団体の推薦者および日本技術士会正会員の委員からなる「技術士 CPD 活動実績管理運営委員会」を設置し、業務を担当する。

2. 技術士の CPD 活動の基本的な考え方

(1) CPD 活動の目的および技術士に求められる資質能力 技術士の CPD 活動は、技術士資格取得後もその資質能力を維持するだけでなく、さらに向上させることを目的とする。技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）として示されている「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケー

ション」,「リーダーシップ」,「技術者倫理」は、最低限備えるべき資質能力であり、技術士はこれらの資質能力をもとに、業務履行上必要な知見を深め、技術を習得し資質能力の向上を図るように十分なCPD活動を行うことが求められる。

技術士のCPD活動の実績内容の確認においては、技術部門ごとに専門的な業務の性格・内容や当該技術士の業務上の立場がさまざまであり、個々の技術士のCPD活動の具体的内容、方法も多様である。また、技術士のCPD実績の活用を促進するために、関係省庁や関係学協会との緊密な連携が必要である。そのためには部門および関係学協会に共通する基準の設定が必要である。

(2) 技術士のCPD活動の区分および算定基準

技術士のCPD活動をより実質化するため、登録の対象となるCPD活動の区分について多様性を整理してわかりやすくするとともに、区分に応じた時間算定基準や上限時間等の条件設定が必要である。

技術士のCPD活動は、表-1に示す資質項目に分けることができる。また、その形態は「参加型」,「発信型」,「実務型」,「自己学習型」と大きく4つの項目に分けられる。

技術士は、専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の習得を意識して取り組む必要がある。「参加型」は講演会参加を基準として1時間当たりの参加を1CPD時間とし、学協会活動を除いて上限を設けない。「発信型」は学術誌への論文掲載を基準として1件当たり40CPD時間とし、上限を設けない。「実務型」は表彰や特許など成果の明確なものに限定し、かつ年間上限を設ける。「自己学習型」は自己学習を基準として1時間当たりの学習時間を0.5~1.0CPD時間に換算し、かつ年間上限を設け

る等を目安とする。

(3) 技術士キャリア形成に必要なCPD時間 技術士資格取得後においてもその資質能力を維持するためには、1年間で少なくとも技術に関する学協会に入会し発行されている会誌の購読(年間10CPD時間)を行うとともに、繁忙期を除いて月1回1時間程度の講演会またはeラーニング等に10回参加(年間10CPD時間)程度の継続研さんが必要と考え、それを算定根拠に米国等の更新要件に匹敵する年間20CPD時間の実績を「基準CPD時間」とする。また、積極的に資質能力を向上させ国際的にも活躍できるより高度なエンジニアとなるためには、APECエンジニアに匹敵する年間50CPD時間の実績が必要と考え、それを「推奨CPD時間」とする。推奨CPD時間には資質区分の専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の習得が必要である。その証左に内数として年間1CPD時間以上の技術者倫理の実績を求める。

3. 技術士登録簿における資質向上の取組み状況欄の記載内容

文部科学省では、技術士法施行規則第14条第1項第6号に「申請者が技術士登録簿への記載を希望するときは、その資質向上の取組状況」を追記し、「資質向上の取組状況」欄に記載することとしている。同欄には、過去5年度間のCPD時間を年度ごとに「CPD時間合計」およびその内数として「一般共通資質の技術士倫理」を記載する。改正はこれからである。

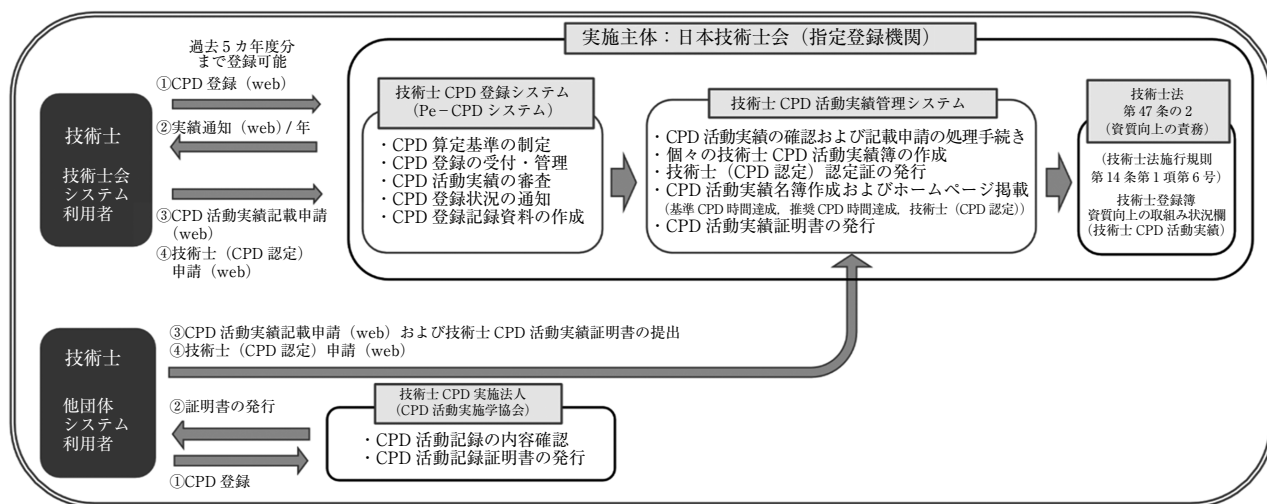
4. 関係学協会のCPD活動実績の活用

日本技術士会以外の関係学協会が実施しているCPD活動実績を技術士CPD活動実績として活用するため、日本技術士会が設置したCPD活動関係学協会連絡会に参加している学協会を「技術士CPD実施

表-1 CPD活動の資質区分と資質項目

(右端の欄は左に対応する学会の区分を付記したもの)

技術士CPDガイドライン		農業農村工学会
資質区分	資質項目	対応する区分〔キーワード例示〕
A. 専門的学識	1-1 技術部門全般	B10: 共通技術/B11: 複合技術・関連技術/A4: 技術動向, 規格・基準の動向/C1: 科学技術動向でカバー
	1-2 専門(選択)科目	B1: 生産基盤(水)/B2: 生産基盤(土)/B3: 生産基盤(環境)/B4: 生活環境・地域管理(水)/B5: 生活環境・地域管理(土)/B6: 生活環境・地域管理(環境)の6つ専門技術分野で編成
	1-3 法令等の制度	C2: 関係法令〔土地改良法/農地法/農振法/ほか〕
	1-4 社会・自然条件	A2: 環境/A5: 社会動向・産業経済動向/A10: 国際
B. 一般共通資質	2 問題解決	C3: 総合管理その他〔問題解決/ほか〕
	3 マネジメント	A8: マネジメント・契約〔品質管理/コスト管理/工程管理/資源管理/リスク管理/ほか〕
	4 評価	B10: 共通技術〔事業の費用対効果分析/ライフサイクルコスト評価/土地改良事業計画作成/ほか〕
	5 コミュニケーション	A11: その他〔コミュニケーション〕
	6 リーダーシップ	A11: その他〔リーダーシップ〕
	7 技術者倫理	A1: 倫理〔技術者倫理/コンプライアンス/ほか〕



出典：日本技術士会

図-1 技術士 CPD 活動の実績の管理および活用の仕組み

法人」と称し、技術士 CPD 実施法人において登録された CPD 実績は、日本技術士会に登録された CPD と同等と見なし、その法人が発行する CPD 活動実績証明書をもって、技術士登録簿への技術士 CPD 活動実績記載申請を受け付けることができるものとする。「技術士 CPD 実施法人」が備えていることが望ましい要件として、① 学習目標が明示された良質な CPD プログラムを提供していること、② 「独自の CPD 算定基準」を定めた CPD 登録制度を保有していること、③ 「独自の CPD 算定基準」が「形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）」におおむね適合していること、④ 「独自の CPD 算定基準」の資質区分等の分類に、専門的学識だけでなく一般共通資質が位置付けられていること、⑤ 「独自の CPD 算定基準」に基づき CPD 登録の審査を実施し、その登録証明書を発行していること、⑥ CPD 記録を一定期間保存していること、が示されている。

5. 分科会への技術士の CPD 活動の状況の報告(略) (ガイドラインの内容は以上)

このほか日本技術士会では、「基準 CPD 時間」を満たす技術士の名簿の公開、さらに「推奨 CPD 時間」を満たす場合は「技術士 (CPD 認定)」の名簿公開および称号・ロゴマークの使用許諾を検討中とのことである。

IV. 農業農村工学会の対応

当学会がこの仕組みに対応するためには、日本技術士会が設置する「CPD 活動関係学協会連絡会」に参加し、「技術士 CPD 実施法人」となる必要がある。

当学会では、これらを見据えて CPD 制度を見直し、2021 年度から新たな制度の運用を開始したところであり、それはガイドライン(案)に掲げられた6つの要件をすべて満足している。また、技術士 CPD 活動の区分や算定基準も当学会のそれらとおおむね整合している。「技術士 CPD 実施法人」となることに問題はない。

図-1 に示す技術士 CPD 活動の実績の管理および活用の仕組みが稼働するのは 2022 年の春ごろとなる見通しである。多くの技術士を擁する専門分野の CPD 運営学会として、技術士会の活動と調和しながら斯界の技術士の CPD 活動をしっかりと支援していかなければならない。

最後に、文部科学省の科学技術・学術審議会第 10 期および第 11 期技術士分科会制度検討特別委員会委員の小林厚司氏、日本技術士会副会長の河津宏志氏、前理事として更新制度の検討を牽引して来られた宮元 均氏をはじめ多くの会員が、この度の制度設計に大きくかわり、農業農村工学分野の特性と実態を踏まえた仕組みとするためにご尽力いただいたことに感謝します。